

▶1 ページから続き

- 特許発行 10 当局よりの参考文献
- 非特許文献(NPL)引用
- 諸言語による名称(可能な場合のみ)
- 諸言語による抄録(可能な場合のみ)
- IPC8 に基づく再分類

補正や修正の識別表示用のステータス・インディケータは、これまでサブフィールド・レベルで実行されていましたが、データベース製造元によるアップデートが簡素化されます。

DOCDB XML の新コンセプトは、できる限りユーザ利便性を追求することです。

■バックファイルは、データベースを国別に管理可能な容量で分割する(最大 300MB/サブファイル)ため、指定国のコレクションが容易に検索可能です。

■同様に毎週更新が行われ、ファイルは公開日毎にデータセットに振り分けられます。こうして、EPO が早期入手可能な国々(EP, DE, FR, GB, AT, CH, NL など)のデータを、公開日当日に更新することが可能となります。

詳細な文書マニュアルについては、EPO のウェブサイト、http://www.european-patent-office.org/inpadoc/manuals/pdf/st36_user_documentation_vs_1.3.pdf をご覧下さい。

DOCDB は esp@cenet の補助データベースです。様々な商用データベース・ホストからもご使用頂けます(大抵ご存知の INPADOC 名で出てきます)。以下 EPO のリンク・ページにあるリストをご参照下さい。

<http://www.european-patent-office.org/onlinelinks/d/>

esp@cenet user statistics

ベンジャミン・ディズレーリの名言;「嘘には三種類ある。ただの嘘、大嘘、そして統計である」

少々知名度は下がるものの、痛烈度は変わらないのが、スコットランドの作家アンドリュー・ラングの風刺です。「統計を使う者は、酔っ払いが街灯柱を使うのと同じである。明り(解明と同義)ではなく支えが欲しいだけなのだ」。

それはともかく、esp@cenet では統計が非常に有用であるとしています。例えば、現在数字上の動向を監視することができますし、機関内統計パッケージは膨大なデータを供給しています。我々の統計により、ヨーロッパでの労働時間帯に対応する活動のピークも分かります。平日にピークが 5 回ありますが、週末は静かなものです。面白いことに、活動が全くゼロになることはありません。つまり、真夜中であろうと週末であろうと、常に何らかのデータ通信が行われている

のです。平日のお昼ごろには、アクセス数に少し落ち込みが見られます。ヨーロッパ人が昼食に出て行くからです。

システムの安定化に責任を負う我々のコンピュータ・エンジニアは、こうした状況を把握できることで助かっています。他にも、例えば CPU と情報処理能力を設計する際にも使われます。

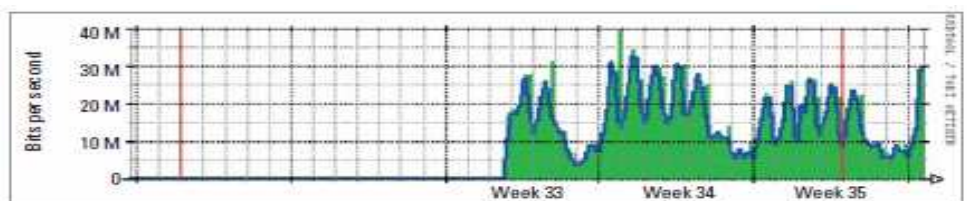
また、他の統計パッケージにより、ep.espacenet.com サーバーへの直接的なアクセスを分割し、どの種のデータが必要とされているかを分析することができます(ドキュメント・ページ、PDF ダウンロード等)。

さらに、各国特許庁に設置されたサーバーから、ep.espacenet.com へのアクセス量を確認することもできます。

これらは素晴らしいものですが、どのように esp@cenet が使用されているかを完全に把握することはできませんし、他にも多くの疑問点が残っています。例えば、ヨーロッパ時間の真夜中に esp@cenet を使用しているのは誰なのか?どこからの需要なのか?週末に働

いて esp@cenet で検索しているのは誰なのか?各国特許庁のサーバーはどれ程直接的なビジットがあるのか?これらの質問に回答することができれば、esp@cenet カスタマー・サポートをより充実させ、ユーザのニーズに応えることができるでしょう。

そこで、ユーザが esp@cenet にアクセスする方法と理由を、より深く把握するための追加統計ツールを開発することにしました。これはユーザの検索対象物を探るものではなく、また個人を特定するものでもありません。もちろんデータ保護規制が付いています。しかし、この新しい統計ツールにより、結果として、esp@cenet に対して責任のある我々や各国特許庁の職員は、個々の認識と教育キャンペーンの効果を観察することができます。次号以降の Patent Information News では、これらのツールについてさらなるニュースを提供いたします。



editorial news



会議は過去の遺物なのか？

近年インターネットによって、特許情報専門家達は、フォーラム、ディスカッション・グループ、質疑応答、ウェブ会議およびEメール・グループ等に

参加できるのみに留まらず、ほぼ際限なく調査を行うことができます。以前には想像すらできなかった情報交換のレベルと頻度を目の当たりにし、自然と湧き上がる疑問とは、「この期に及んで『会議』など必要なのだろうか」というものです。

国際会議協会(ICCA)によりますと、ICCA 関連の団体によって開催される定期的な国際行事(少なくとも三ヶ国で持ち回りの行事等)の数は、2005年には5283件で、上向きとなりました。

医療社会学者 Nikolaus Heim 氏は、反対の声をあげていますが、こうした会議はまだ行われています。Heim 氏は「我々がデータを通信しているに過ぎないと明らかになった以上、もはや人が物理的方法を取る必要はない」と述べています。

専門家が認めるところでは、少なくとも今日の技術では個人間の連絡を、「電子的なもの」によって置き換えることはできません。マイクロソフト社でさえ、自社のビデオ会議宣伝用ウェブサイトの中で、ビデオ会議がすべての状況に対応しているわけではないことを指摘しています。

EPO 特許情報会議を計画する際は、参加者に会議の内容と構成についての意見を定期的に伺います。毎回言われることは、「プレゼンテーションの質よりも、例えば、他の特許情報専門家と意見や情報を交換し、他の観点やネットワークを探し求める機会が重要」です。

特許出願審査や付与のみならず、特許情報の処理や普及においても、各特許庁は厳密に中立を維持し、公平な扱いを保証しなければなりません。会議では、参加者が最新の開発、プロジェクト、計画に関する情報を得ることができると同時に、我々も公平な扱いを責務とする意思を示す機会を与えられています。

会議においてよく見られるのですが、一つの論文がディベートに火を付け、会議後にも非公式な形で討議されます。

結果、常に各特許庁、専門業者、ユーザ間での信頼関係が強化されています。

この経験・意見の交換が機能するのは、参加者の専門分野がある程度共通している場合だけです。我々の分野では、高レベルの専門化が行われています。いくつかをあげると、新規性情報検索者、侵害情報検索者、アジア・データベース・システムの専門家、分類専門家等です。それぞれが、独自の専門分野を持ち、同業者と経験・意見の交換を行っています。弁理士、クレーム草稿者や出願戦略の専門家は、それぞれ異なった専門分野と関心を持っています。

ですから、EPO 特許情報会議は、非常に狭い、しかし科学的に非常に重要で急速に成長している分野からの専門家が定期的に集まる機会となっています。

このことを考慮して、多くの読者の皆様にキプロスでお会いできることを楽しみにしています。

Wolfgang Pilch 談
Principal Director Patent Information

古き良きものが最新のプログラムへ

EPO 特許情報会議 2006年11月6~8日

EPO 特許情報会議に定期的に参加されている方々はお気付きになると思いますが、2006年のプログラムは以前と比べ、少し変更されています。

最初の開催以来16年間、EPO 特許情報会議は、欧州における最も重要な特許情報イベントであるとの評価を受けており、この評価は不動のものとなっています。参加者がこの会議を好むのは、会議で何が行われるかはっきりしているからです。会議に参加する人は決まっており、エキシビジョンにはすべての特許情報プロバイダが含まれ、プログラムはその年の「最新的话题」を扱っており、ワークショップでは現実的で実用的なディスカッションの機会を提供しています。

しかしまた、こうした要素が会議には不可欠であり維持される一方、我々は常に新たなアイデアや方法を探索し、

出席者にとってイベントをより魅力的で有用なものにしています。

2006年には、2005年の出席者による提案を受け、多くの変化を取り入れました。第一に、ワークショップへの参加が以前よりさらに厳しく管理されるようになりました。2005年のワークショップは参加者過多で、有意義なディスカッションを行うことは困難でした。ディベートと言うより学習体験をご希望の方に向け、新たに「個別指導」をプログラムに加えました。これでワークショップ参加者が減り、深いディスカッションを行い易くなります。EPO側も、ユーザが求めているものをより明確に聴くことができます。

希望するすべてのワークショップに参加できない出席者のために、代替案として、特別ワークショップ・セッションを用意しました。ここでは、事前の登録も

必要なく、最も人気のあるワークショップと個別指導が再度行われます。

第二に、出展者からの要望に答え、製品プレゼンテーションはワークショップと同時刻には行われず、それぞれ時間帯が割り当てられました。

最後に、プログラムの内容を、現代会議のニーズに適応したものとしました。我々は、EPO 特許情報サービスの未来を思い描き、EPO が重要な役割を演じることとなる様々な課題を検討していきます。特許データの機械翻訳の問題が一番の議題に上がっており、他には対応特許、事業戦略における特許データベースの使用、特許出願の不統一などの問題があります。

この新プログラムは、出席者と出展者の要望に応じて作られました。これに対する出席者のご意見をお待ちしています。

詳細は以下のサイトをご覧ください。
www.european-patent-office.org/epidos/conf/epopic2006

インターネット・アクセス制御付き MIMOSA version 5

ESPACE オンライン・データベースへの安全なアクセス

無料の MIMOSA クライアントソフトは、特許庁や特許情報提供会社などの他のプロ用検索ソフトに劣るものではありません。以下、豊富な機能とオプションが付いています：

- 九ヶ国語のインターフェイス
- 近接演算子、前方／後方一致、ワールドカードの使用、ハイライト、複雑なクエリの作成など進化した検索機能
- 検索、閲覧、印刷用バッチ機能
- 詳細設定可能な表示、ダウンロード、印刷
- 他のオンライン・サービスへの事前設定可能リンク(同じくバッチ・モード)
- 様々な媒体と連動可能なインターフェイス

- 自動アップデート、検索基準に用いる同義語などの付加機能
- 特許文献と他の知的財産情報関連の機能

最新バージョンの MIMOSA はインターネット上のデータベースにも対応しています。これは以下の機能を導入することで可能となりました：

- http や https プロトコルのサポート
- ユーザ確認メカニズム
- 通信に適した形でのデータベースの要求とレスポンス処理

このソフトは、データベースのコンテンツやプロバイダに関係なくオンライン上で機能し、ユーザはワークステーションで多重アクセス情報を設定し、保存することができます。例えば、MIMOSA バッチ検索機能を使えば、データベース内で自動検索を行うことが可能となり、その検索結果はオンライン上で LAN サーバー、ジューク

ボックス内の光ディスク等に保存されます。

対応 CD-ROM または DVD-ROM シリーズにお申し込み頂いている方は、以下の ESPACE データベースをインターネット上で入手できます。このデータベースの検索は MIMOSA の：

- ESPACE EP
 - ESPACE Bulletin
 - ESPACE ACCESS EP-A
 - ESPACE ACCESS EP-B
- を使用して行われます。

MIMOSA version 5 により、特許情報ユーザは、必要なデータをより速く取得し、選択した取得方法により柔軟性を持たせることができます。

MIMOSA と ESPACE についての詳細は以下の EPO サイトをご覧ください。

<http://mimosa.european-patent-office.org>

オープン・パテント・サービス:新機能

オープン・パテント・サービス(OPS)はウェブサービス・アプリケーションで、ユーザは HTML 形式の esp@cenet サービスから XML フォーマットでデータを取得することができます。詳細は以前の EPIDOS News/Patent Information News (2003 年 3 月と 2006 年 1 月)掲載の記事をご覧ください。以下の情報ページをご参照下さい。

<http://ops.espacenet.com>

2006 年 9 月まで、OPS 経由で入手可能であったのは、書誌事項データ(初回の公開公報レベル)、法的ステータス・データ、INPADOC ファミリー・データ(または、それらの組み合わせ)のみでした。それ以来、新しく二つのサービスが加えられ、以前からのサービスが一つ改良されました。

書誌事項の改良

現存の「書誌」機能の範囲が広がりました。現在、検索した書誌事項情報に含まれるものは：

- 様々な公開レベルに関連する書誌事

項データ(例えば、A2、A3、B1 等の公開段階が対応データと共に含まれる)。

- EP または WO 文献の引用文献(特許文献と非特許文献)
- 非標準価値、つまり EPO の標準化の前に各国特許庁によって付けられた番号(出願番号、優先権番号)、出願人名と発明者名
- ECLA 分野におけるナノ・テクノロジー・コード(Y01N コード)

FAX画像

FAX画像(esp@cenet の「原文献」タブを使用して検索されたもの)は、今では OPS を通して入手することができます。このサービスにより、データベース内のすべての文献に対し、以下の機能により二種類の情報が供給されます：

- 入手可能な文献に関する情報を提供する「DocumentInquiry(文献照会)」機能(様々な公開レベル、再公開公報、低解像度の図面、切り取りフロントページ画像)

- 文書画像を元々の形式(TIFF 等)または PDF ファイルとしてダウンロードする「DocumentRetrieval(文献検索)」機能

全文文献

今や EP または WO 文献の全文が、文字コード形式で入手可能です。現在は EP と WO 公報に限られていますが、将来的に他の国々の公報も加えていきたいと思っています。ここでは、二つの新たな「機能」が作られました。

- 所定の特許文献の明細書部分を、文字コード化方式で全文提供する「Description(明細書)」機能
- 所定の特許文献のクレーム部分を、文字コード化方式で全文提供する「Claims(クレーム)」機能

詳細情報は ops@epo.org までお問い合わせ下さい。

ニュージーランドのリーガルステイタス

ニュージーランドのリーガルステイタスは現在 esp@cenet と INPADOC リーガルステイタス・データベース上で入手可能です。

以下の事項は、ニュージーランド特許庁のホームページから電子的に読み込まれたものです。

PRS コード	事項
PSEA	特許封印
RENEW	更新
AVOD	出願無効

例:
NZ F 27220992A (Patent of Invention)

PN	PN - Date	AP	PN - EPODOC	PR	PR - Date
NZ 272209A	20010223	NZ 27220992A	NZ272209	US 69410291A	19910501
NZ F 27220992 A (Patent of Invention)					
PRS Date : 2001/06/29		PRS Code : PSEA		Code Expl. : +PATENT SEALED	
PRS Date : 2001/10/26		PRS Code : RENW		Code Expl. : + RENEWAL	
PRS Date : 2002/04/26		PRS Code : RENW		Code Expl. : + RENEWAL	

多くのリーガルステイタス事項は、ニュージーランドの公報から手入力で行き渡されています。

コード	事項
ASS	譲渡
S23	23 条に基づく手続き; 23 条に基づく申請により発明の遺贈者が発明者として記載されている。発明者名は括弧の中にある。
S35A	35 条に基づく手続き; 出願

S35R	35 条に基づく手続き; 回復
S36A	36 条に基づく手続き; 出願

S37A	37 条に基づく手続き; 出願
S37R	37 条に基づく手続き; 回復
S38	38 条に基づく手続き
S39E	39 条に基づく手続き; ライセンス通知の登録
S93A	延長
LICA	特許登録時のライセンス通知の登録申請
LENR	特許協力条約; 国内段階申請 PCT48 条(2)(b)の遅滞移行
LENG	特許協力条約; 国内段階付与 PCT48 条(2)(b)の遅滞移行
S881	過誤 S88(1)の訂正
S883	過誤 S88(3)の訂正
ERR	正誤表
ERR1	過去の専門誌から再告知

取り込み方法が違うため、手入力データの入手は電子入力データより、少し時間がかかります。

2001 年 6 月 29 日以降のニュージーランド特許庁の公報記載の記録が入手可能です。

アイスランドのデータ

esp@cenet と INPADOC の書誌ファイルには、今やアイスランドのデータも含まれています。

1924 年から 2006 年 6 月にかけて公開された約 13,000 件の文献が入手可能です。文献の中には PCT 優先権のみを含むものもありますが、パテント・ファミリーへのリンクはまだ作られていません。この件に関して、さらに改善がありましたらご連絡します。

The format for publication numbers

Country	Publication Number Formats	
CC Country	Format	Details
IS Iceland	nnnnnn	This format applies to all the publication numbers for all kind codes and for all documents

The format for application numbers

Country	Application and Priority Number Formats				
	KD Code	Number	Format	Number	Format
CC Country	DOCDB	DOCDB Format (pre 2000) 31/12/1999	DOCDB Format (post 2000) 01/01/2000	VIENNA Format (pre 2000) 31/12/1999	VIENNA Format (post 2000) 01/01/2000
IS Iceland	A C	nnnnnn	nnnnnn	ccyy nnnnn	ccyy nnnnn

Example: IS 7878 A SAMANBURTHARMÄLINGAR BETA TH BETATTAPÖRUN GENAMENGIS METH THVÍ ATH NOTA RÍGFESTA EINKENNISTHÁTTI F BETAKIRNA OG SAMSETNINGAR TIL THESS ATH FRAMKVÄMA THÄR

Bibliographic data	Description	Claims	Mosaics	Original document	INPADOC legal status:
Publication number:	IS7878				
Publication date:	2005-06-01				
Inventor:	BRUHN LAURA KAY (US); SCHEFFER ALICIA F (US); BARRETT MICHAEL T (US); AMDRESE DOUGLAS A (US); LADERMAN STEPHEN (US)				
Applicant:	AGILENT TECHNOLOGIES INC (US)				
Classification:					
- International:	C12Q1/68; C12Q1/68; (IPC1-7): C12Q1/68				
- European:	C12Q1/68A6				
Application number:	IS20050007878 20050601				
Priority number(s):	WO2003US41047 20031222; US20020436053P 20021223				

<h2>アジア対策はできていますか？</h2>	<p>ダウンロード可能になりました。このPDFバージョンは、JPO ホームページ上の「資料室」から入手可能です。 www.jpo.go.jp</p>	<p>ついでの詳細情報は、以下のページをご覧ください。 http://kipo.go.kr/kpo/eng/about_kipo/kpion.jsp</p>
<p>最新ニュースは・・・</p>	<p>日本、中国、韓国、その他の国々でのPCT 国内段階移行に関する情報は、WIPO の PatentScope データベースで入手可能になりました。20 カ国以上の国々が定期的に情報を WIPO に送っています。韓国、中国と日本に関する情報は1997年から2006年のものを含みます。詳細は以下ページをご覧ください。 http://www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp</p>	<p>シンガポールでは、2006年8月に特許規則の改正が行われ、2007年には特許法および規則に対し、さらなる修正が行われる見通しです。詳細は以下のページをご覧ください。 http://www.ipos.gov.sg/main/index.html</p>
<p>日本は、特許審査ハイウェイ(PPH)の実施について、韓国と合意しました。JPO および KIPO は PPH を 2007 年末より実施する予定です。PPH は元々三国間のプロジェクトでした。最初に出願した特許庁の検索結果が、他の参加特許当局に対する第二の出願時に適用され、この二度目の特許出願に際して審査過程が加速されます。USPTO との間では、PHH 試行プログラムが2006年7月から実施されています。出典：PAJ News Issue 40 http://www.ncipi.go.jp/english/distri/exchange/pdf/pajnews40.pdf</p>	<p>ベトナムの知的財産法が2006年7月1日に施行されました。ベトナムの規定はこれまで様々な法規に跨るものでしたが、知的財産法として一つに統一されました。新法は、産業財産権、著作権、著作隣接権、植物品種保護権、商標等を対象としています。規定の詳細は、以下のページをご覧ください。 http://www.noip.gov.vn/noip/cms_en.nsf</p>	<p>中国は特許法改正案を公表しました。改正案は出願や審査過程、特許保護等の領域における修正を記述しており、現在は中国語でのみ公表されています。中国特許法の第三期改正について、英語による情報は以下のページの「Official Communications」と「Special Topic」で閲覧可能です。 http://www.sipo.gov.cn/sipo_English/</p>
<p>JPO の IPDL で、新たに 120 種のテーマに対し、英語の F タームが使えるようになりました。2006 年に英語対応可能になった F ターム・テーマのリストは、対応 IPC の範囲を含んでおり、以下のサイトで閲覧可能です。 http://www.ncipi.go.jp/english/distri/exchange/pdf/pajnews40.pdf</p>	<p>韓国では、一般に使用可能な機械翻訳ツール作成調査を実施しています。韓国産業財産権情報サービス(KIPRIS)は、ユーザアンケートを送り、韓国語全文の自動翻訳のため、KIPRIS に機械翻訳ツール導入することに対する意見を求めてきました。アンケートを受け取っていない方で、適正価格で機械翻訳ツールを使用することに対しご意見のある方は、KIPO (uchan2@kipo.or.kr)にご連絡下さい。KIPO は2005年11月にK-PION ネットワークを通して、韓英翻訳エンジンを立ち上げましたが、現在は他特許庁にのみ接続可能です。K-PION 機械翻訳プロジェクトに</p>	<p>韓国特許および実用新案法の第二改正案は2006年10月に施行されました。今年10月に施行される韓国の新法には、二重出願システムの廃止、変更システムの導入、実用新案の実体審査、PCT 出願の国内段階移行に関する変更等の改正がなされています。さらに、付与後異議に代わって、無効審判手続が取り入れられる等の重要な改正が2007年7月に予定されています。詳細情報は KIPO のホームページでご覧頂けます。 http://www.kipo.go.kr/kpo/eng/ip_sys/ipssystem1.jsp?catmenu=m04_01_01</p>
<p>JPO の IPDL マニュアルが英語でダウンロード可能になりました。このマニュアルには、IPDL のサービス、日本での IPDL の歩み、IPDL 検索に役立つ情報が詳細に綴られています。PDF バージョンをダウンロード可能です。 http://www.ncipi.go.jp/english/distri/ipdl/manual/index.html</p>		
<p>工業デザインの日本分類が英語でダ</p>		

「Far East meets West フォーラム」 2007 年の開催日

今回の「Far East meets West in Vienna」フォーラムは、2007年4月26、27日に開催されます。

この東アジア特許情報の年次運営会合は、参加者の要望により、日程が春に変更しました。

本フォーラムの連絡をEメールで受け取りたい方は、お名前とEメール・アドレスをフォーラムのサイト(<http://www.european-patent-office.org/epidos/conf/jpinfo/>)でご登録下さい。または、EPO の東アジア特許情報チームにご連絡下さい(asiainfo@epo.org)。

今年のフォーラムは秋に開催され、「アジア対策—日本、中国、韓国の特許情報」と題した特別研修が大人気を博しました。開催日は2006年9月21、

22日でした。本研修は、無料データベースとリーガルステイタス情報の検索に特に焦点が当てられた実践的なものとなり、50人の参加者は東アジアの特許情報調査についてより深い知識と技能を得ることができました。EPO は、本フォーラムの際、ウィーンに専門の指導者を送り、ご支援頂いた日本特許情報機構(JAPIO)と韓国特許情報機関(KIPI)に感謝しております。

パテント・マップは、企業 の意思決定を助ける ものか？

特許文献からの情報、そして特許文献についての情報は、研究戦略、ビジネスチャンスの可能性やライセンス・パートナーの調査など、様々な領域でますます便利になりつつあります。無数の特許文献を探し回ることなく、こうした情報を確実に手に入れるためには、パテントマップを利用すると良いでしょう。

パテントマップの一部として、特許文献に適用される統計分析とテキストマイニング法の結果は、企業の意思決定者にとって、かけがえのない情報を提供してくれます。

パテント・マップ

パテント・マップによって、特許文献からの情報、そして特許文献についての情報がビジュアル化されます。書誌データの利用により、どの技術分野で特定の出願人が多いか、彼らの出願パターンとIPポートフォリオが時と共にどのように変化しているかなどがわかります。さらにどの国がどの分野で突出しているかわかります(図1参照)。

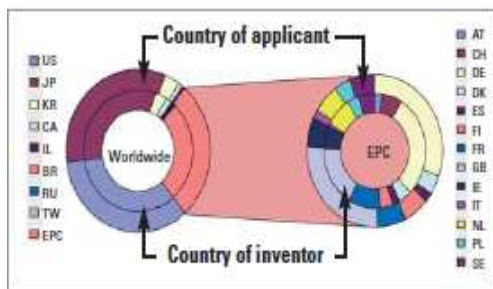


図1: 出願人国および発明者国を元にした、EP出願の配分(優先権出願2002年、IPCクラスH01S5[半導体レーザー])

発明者の国についての情報により、発明の源がより明らかになります。発明は、必ずしも出願人の国からもたらされるわけではないからです。

特許統計とトレンド

特許統計はまた、特殊な技術の成長度を確認するためや、技術トレンドを知

るために使われます。出願数と出願人数を比較すると、研究活動が集中しているか、分散しているかわかるようになります。EPOの例(図1)では、出願数の大きな変化(図2)を除けば、この関係性はほぼ一定です。発明の経済的な重要性は、出願の国際化(PCTまたはEPO、USPTOおよびJPO)、そして引用例と被引用例の分析によって明らかになっています。しかし、個々の特許を評価するためには、常に専門家の助言を受ける方が良いでしょう。

例えば、IPC、ECLA、Fタームなどの技術分類は、統計分析になくてはならないものです。IPCクラスが幅広い技術分野に跨るナノテクノロジー関連の調査を促進するために、EPOは、ECLAにいわゆるY01Nタグを導入しました。

限界

コンピュータを使った統計特許分析には限界があります。特許文献(本文と請求項)や他の文献の文章が定型化されていない場合です。テキストマイニング・ソフトのクラスタリング機能も、

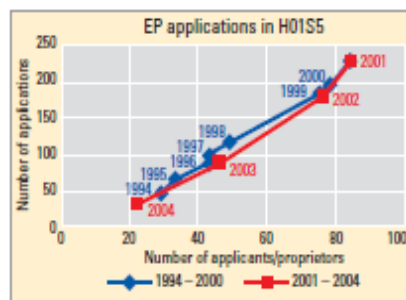


図2

別々の文献に類似の内容が載っている可能性を示すだけです。このソフトは自動的に適切なサブジェクト領域を認識し、文献をその領域ごとに振り分けます。その結果はグラフ上に示され、ピークは文献数の多さ、谷は少なさを表しています。

これらの方法を実践する際には、多くの制限が設けられています。どういった処理が行われているか人には見えないため、「ブラック・ボックス」という用語が使われてきました。また、視覚的な表示も、実際よりも正確である印象を与えています。このソフトで、三つの文

Publications news

"Publications corner" is a regular feature of Patent Information News, providing readers with statistics and general information about EPO publications.

Patent publications

January - September 2006	2006		
	Weekly average	Total Jan-Sept 2006	Change vs. 2005
EP-A documents			
EP-A1	810	31 893	8.9%
EP-A2	388	15 117	-0.9%
Total EP-A1 + A2	1 206	47 010	5.5%
Percentage EP-A1 of total A1+A2			65.7%
EP-B documents			
EP-B1+B2	1 234	48 111	18.8%

- EP-A1: European patent applications published with search report
 - EP-A2: European patent applications published without search report
 - EP-A3: European search reports
 - EP-B1: European patent specifications
 - EP-B2: revised European patent specifications
- Note: The table does not include statistics on European patent applications filed via the PCT route (Euro-PCT applications). These are published by WIPO and are not made available by the EPO unless they are in a language other than English, French or German. Currently about 60% of all European patent applications are Euro-PCT filings.

献における相違を表すことができ、この相違は相当する辺からなる三角形で示されます。ここに第4番目の文献を入れた場合、通常この文献は他の三文献のうち二つの文献に対してのみ、正しく相違が現れる位置に置かれてしまいます。ですから文献数が増えるにつれ、正確度も低くなってしまいます。

入手した情報の質をチェックするためには、ランダムなサンプルをよく観察し、それらを書誌データの統計分析すると良いでしょう。

要約

パテント・マップは複雑な特許情報を表す便利な手段である。ここでテキスト・マイニングと書誌データの統計分析を使用し、定型化されていないデータも入手可能とします。結果として得られた情報を、市場情報や鑑定書など他のソースと比較することにより、信頼性の高い経営上の意思決定への磐石な礎を築くことができます。

パテント・マップに関する詳細情報は、Jahannes Schaaf(jschaaf@epo.org)までお問い合わせ下さい。

お近くのユーザ・グループ をお探しなら

長年にわたって、オランダの WON group とイギリスの Trade Mark Group は、それぞれの国で主要な特許情報の窓口となっていました。近年では、イタリア、フランス、デンマークなど他の国でもユーザ・グループが形成されてきています。

ヨーロッパ内の国内特許情報ユーザ・グループをお探しの場合は、以下 EPO のリンク・ページをご覧ください。

www.european-patent-office.org/onlineinks/h

MIMOSA 開発ソフト version 5.1

EPO のウィーン支局は、MIMOSA 開発ソフトの新バージョンを発行した。ハードウェア・プラットフォームの拡大と持ち運び易さの向上に対するユーザの大きな要望に答え、この新バージョンには、Microsoft Windows、Sun Solaris、Linux の OS のインストール・

プログラムが含まれています。

また、CD や DVD 媒体、または公開サーバーやインターネット上のオンライン・サービスで公報を公開する ESPACE データベースの製作に必要なツールも含まれています。

詳細情報は以下からご覧下さい。

<http://mimosa.european-patent-office.org> または epal@epo.org までお問い合わせ下さい。

まとめ払いツール始動

Online Multipay Tool の導入により、EPO 口座保有者は、より簡単にまとめ払いができるようになります。

欧州特許庁のオンライン支払いサービスは、便利で使い勝手が良く、EPO 口座保有者は、オンラインでそれぞれの口座を見たり、支払いをしたりすることができます。2002年12月に導入されたこのサービスにより、ユーザに毎回お支払い頂くことも、まとめてお支払い頂くことも可能になっています。



Marlies Raab (administrative assistant)
Olaf Heine (patent administrator) and
Brigitte Scholz (epoline key account manager).

ユーザのまとめ払い用の XML ファイル作成を簡素化するために、EPO は「Online Multipay Tool」という新しいソフトを開発しました。

この新ツールの公式な立ち上げは 2006 年 6 月 26 日です。ドイツはデュッセルドルフで、化学、機械、物理専門の大規模な特許・商標事務所、Gille, Hrabal, Struck, Neidlein, Prop & Roos の Olaf Heine 氏によって立ち上げられました。EPO の Brigitte Scholz と Arie Van Bart の助力を得て、Heine 氏はまとめ払い用 XML ファイルを作成し、epoline を通してオンライン支払いサービスへ提出しました。

Heine 氏のおかげを持ちまして、Online Multipay Tool は順調に滑り出しました。オンライン Epoline チームは心より感謝致します！

Some important telephone numbers

Vienna information service

Tel.: +43 1 52126 4051
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: infowien@epo.org

EPO on the internet

www.epo.org
Tel.: +43 1 52126 4032
Fax: +43 1 52126 3292
e-mail: webteam@epo.org

Paper publications

Tel.: +43 1 52126 4548
Fax: +43 1 52126 2491
e-mail: docdeliv@epo.org

Electronic publications advice line

Tel.: +43 1 52126 2411
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: epal@epo.org

Subscriptions

Tel.: +43 1 52126 4546
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: subs@epo.org

INPADOC helpdesk

Tel.: +43 1 52126 115
Fax: +43 1 52126 3292
e-mail: inpdoc@epo.org

Asian patent information

Tel.: +43 1 52126 4545
Fax: +43 1 52126 4197
e-mail: asiainfo@epo.org

Training

Tel.: +43 1 52126 1043
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: training.vienna@epo.org

Switchboard

Tel.: +43 1 52126 0

EPO Customer Services are open for your enquiries on all matters relating to European patents:
Tel.: +49 89 2399 4636, e-mail: info@epo.org

Impressum

Publisher: Wolfgang Pilch
Editors: D. Shallice, K. Maes
Contributors: K. Baumeister, N. Clarke, D. Lingua, P. Paris, W. Pilch, V. Rogier, J. Schaaf, I. Schellner, D. Shallice, V. Vajsbaher, F. Versloot-Spoelstra, A. Wenzel
Design: Atelier 59, Munich

Patent Information News is published by the Principal Directorate Patent Information, European Patent Office, Vienna sub-office, Rennweg 12, 1030 Vienna, Austria, Tel.: +43 1 52126 0

The opinions expressed in this publication are not necessarily those of the EPD. ESPACE, esp@cenet and epoline are registered trade marks.